

大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託 仕様書

1 業務の目的

大熊町では、令和3年2月に「大熊町ゼロカーボンビジョン」を策定し、「2040年までのゼロカーボン達成」を町の目標として掲げた。同ビジョンに基づき、令和3年9月には「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」（以下「ゼロカーボン条例」という。）を制定するとともに、令和4年4月からは「大熊町ゼロカーボン補助金」の運用を開始する等、ゼロカーボン推進のための各種施策を講じている。

本業務は、ゼロカーボン条例に基づくエネルギー使用量報告制度の運用や、大熊町ゼロカーボン補助金の運用に関する技術的支援、その他「大熊町ゼロカーボンビジョン」の達成に向けた各種の技術的支援を行うことで、もって「大熊町ゼロカーボンビジョン」の達成に資することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

3 委託業務内容

- (1) ゼロカーボン条例第13条に基づくエネルギー消費量等の報告及び第14条に基づく町内エネルギー事業者による情報提供等に関する業務

ゼロカーボン条例第13条において、「町内に事業所を有する事業者は、毎年度、別に定める様式により、事業活動に伴うエネルギーの消費量等について、町長に報告しなければならない」とされている。また、第14条においては、「町長は、町内でエネルギー事業を行う事業者(中略)に対して、毎年度、別に定めるところにより、脱炭素社会の達成のため、エネルギーの供給量等に関する情報の提供を求めることができる」とされている。

上記の規定に基づき、町内の事業者及び町内エネルギー事業者による報告が円滑かつ適切になされるよう、以下の業務を行うこと。

- ① 町内事業者及び町内エネルギー事業者からの問合せ対応

町内事業者及び町内エネルギー事業者が報告を行うに当たり、不明点等を問い合わせるための窓口を設置すること。問合せは電子メール又は電話で受け付けることとし、電話対応については、平日の9時から17時まで常時対応できる体制を整備すること。問合せ内容については、定期的に大熊町ゼロカーボン推進課担当者まで報告すること(2週間に1回程度を想定。)

- ② 報告の受付・整理・分析

町内事業者及び町内エネルギー事業者からの報告を受け付け、(2)に記載する検討会及び(3)に記載する町長による報告で使用する基礎資料として整理すること。また、報告が滞っている事業者に対しては、電話等によりリマインドを行う等、対象となるす

すべての事業者から確実に報告がなされるようにすること。また、大熊町ゼロカーボン推進課担当者の指示に従い、事業者に対する説明会の開催や、広報誌等での情報提供等について対応すること。

(2) 「大熊町ゼロカーボンビジョン検討会」の運営

大熊町では、昨年度より、ビジョンに掲げる「2040年までのゼロカーボンの実現」に関し、大熊町が行う各種施策の評価を行い、大熊町に対し必要な技術的助言を行うとともに、必要に応じ、ビジョンの改定を行うことを目的として、「大熊町ゼロカーボンビジョン検討会」を開催しているところ。

受注者は、大熊町ゼロカーボン推進課担当者の指示に基づき、検討会の開催日時の調整、会議資料の作成・準備、委員への事前説明、当日の受付、議事録の作成、委員への謝金・旅費等の支払いその他会議の開催に必要な事務の一切を処理すること。各回の議事内容等については、適時、大熊町ゼロカーボン推進課担当者と協議して決定すること。

< 「大熊町ゼロカーボンビジョン検討会」詳細 >

- ・回数：年2回程度（各回とも2時間程度を想定。）
- ・場所：大熊町役場大会議室又は町役場近隣の会議室を想定
- ・委員：有識者8名程度を想定
- ・資料：50頁・20部/回程度を想定

(3) 「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」第21条に基づく議会報告等に関する調査等

令和3年9月に制定された、「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」第21条において、「町長は、毎年、町が講じたゼロカーボンの推進による復興まちづくりに関する施策の実施状況の概要について、議会に報告するとともに、公表しなければならない」とされている。

当該報告に当たり、大熊町役場ゼロカーボン推進課担当者の指示に従い、以下の業務を行うこと。

- ① 大熊町が実施するゼロカーボン達成に向けた施策の評価・分析・計画立案に関する業務
- ② 議会報告等に関する資料作成等業務

(4) 大熊町大規模発電所の設置に関する検討

ビジョンにおいては、町内における当面の再エネ導入目標として、太陽光や風力、その他の再エネ電源開発を通じ合計約90MWの再エネを導入することとしている。

受注者は、上記大規模発電の導入目標に向け、大熊町ゼロカーボン推進課担当者の指示に従い、事業スキームの検討や、導入に係る関係者との調整、その他必要な調査検討等を実施すること。

(5) 大熊町ゼロカーボン補助金に関する業務

大熊町では、令和4年度から、大熊町ゼロカーボン補助金制度を創設し、ZEH、ZEB等

の新築やEV・FCV等の購入に関し、補助を行うこととしている。

受注者は、町民及び町内事業者からの同補助金に関する問合せに対応するとともに、申請を受け付けるための窓口を設置すること。問合せは電子メール又は電話で受け付けることとし、電話対応については、平日の9時から17時まで常時対応できる体制を整備すること。問合せ内容については、定期的に大熊町ゼロカーボン推進課担当者まで報告すること（2週間に1回程度を想定。）。併せて、町民及び町内事業者から同補助金に関する申請があった場合には、速やかに大熊町ゼロカーボン推進課担当者まで連絡するとともに、大熊町ゼロカーボン推進課担当者が行う審査に関し、必要な助言を行うこと。

(6) 環境学習施設の整備に向けた基本構想の策定支援

大熊町では、昨年6月の下野上地区における避難指示解除に続き、今年4月からは、認定こども園と義務教育施設が一体となった教育施設「学び舎ゆめの森」が大川原地区に開園・開校した。ゼロカーボンのさらなる推進を図るためには、これら子どもたちをはじめ、住民等が「ゼロカーボン」に対する理解を深め、どう行動変容につなげていくかが大きな課題となっていることから、恒久的な学びの拠点となる「環境学習施設」の整備を検討している。

以上を踏まえ、受託者は、環境学習施設に関するコンセプト、施設内での展示物、建物としての省エネ・創エネ機能、規模感、コスト、建築までのスケジュール、国内外における先進事例、その他必要事項を「基本構想」としてとりまとめ、大熊町に提案すること。

なお、当該基本構想は、次年度からの詳細設計及び施工に向けた基本設計図書として使用できるものとする。

(7) 小売電気事業及び特定送配電事業に関する経営環境に係る情報収集及びアドバイス

大熊町では、令和4年度から、大熊るるるん電力株式会社（以下「るるるん電力」という。）を中心とした町内における再エネの地産地消システムの構築を進めている。町としては、るるるん電力の筆頭株主として、るるるん電力の経営状況や小売電気事業を巡る動向を適切に把握する必要があるところ、昨今、小売電気事業を取り巻く経営環境が目まぐるしく変化している状況である。このような状況を踏まえ、受託者はるるるん電力の経営環境と社内情報等を客観的視点から確認・整理し、町へ情報共有を行うとともに、必要に応じて町へアドバイスを行うこと。

なお、るるるん電力の社内情報については、るるるん電力の合意が得られた範囲において、必要に応じ町経由で開示する。

(8) グリーン購入法及び環境配慮契約法に規定する調達方針の策定支援

大熊町では、令和5年4月に「大熊町ゼロカーボンビジョン」を改訂し、地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編）に当たる内容を同ビジョン中に新たに盛り込んだ。当該改定においては、「グリーン購入・環境配慮契約の推進」に関し、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第

10条及び「環境配慮契約法」第11条に規定する調達方針を策定した上で、グリーン購入・環境配慮契約を推進」することとしている。

受託者は、他の自治体における当該調達方針の策定例について情報収集・整理を行うとともに、大熊町が行う調達方針の策定について、必要な支援を行うこと。

(9) 国内におけるゼロカーボン施策の先進地視察の企画

上記(1)～(8)に掲げる各種検討に資するものとして、国内におけるゼロカーボン施策の先進地の視察を企画すること。視察は、東北地方などの近接地1回(1泊2日)、遠方地域1回(2泊3日)の計2回を想定し、それぞれ2～3か所の自治体・民間企業等を視察することを想定する。視察の時期については、上半期に1回、下半期に1回を想定する。大熊町からの出席者については、6名程度の担当者が出席することを想定する。

なお、視察先に関しては、少なくとも一か所は環境省が選定する「脱炭素先行地域」を含めること。視察においては、視察先との日程調整や、工程表、質問事項、大熊町説明資料の作成等、当該視察の実施に係る一切の事務を行うこと(ただし、大熊町担当者の移動手段及び宿泊先の手配については大熊町担当者において行うものとし、その費用は本委託業務の経費に含めず、大熊町において別途支払うものとする。)

(10) 広域防災連携の推進に関する業務

近年、アジア各地で相次ぐ洪水、北極の氷の融解、米国カリフォルニアやオーストラリアでの森林火災等の異常気象は、日本においても、時間雨量100mmを超える降水量やスーパー台風の上陸等、災害の激甚化・広域化が顕著となっており、地域防災においては近隣市町村との防災連携だけでなく、広域による防災連携の必要性が求められている。

当町においてはレジリエンス強化のため役場庁舎に太陽光パネル、大型蓄電池、V2Hシステムを導入しているが、当該システムを活用した官民広域防災ネットワークの構築を図るために必要な調査・分析等を行うこと。

(11) その他ビジョン達成に向けた施策の企画・立案に係る調査等

(1)から(11)に掲げるもののほか、大熊町ゼロカーボン推進課が実施する施策の企画・立案過程において必要となるデータや事例等について、大熊町ゼロカーボン推進課担当者の指示に従い、調査を行い、資料化すること。

4 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 委託業務着手届(別記第1号様式) | 1部 |
| (2) 委託業務完了届(別記第2号様式) | 1部 |
| (3) 業務完了報告書(中間・最終共に自由様式) | 1部 |

5 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

6 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4（2）関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、
届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日